保護司制度の基盤整備に関する検討会

報告書

平成24年3月21日

目 次

は	じ	めに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第	1	保護司制度の現状と課題	5
	1	保護司候補者の確保状況	5
	2	保護司の退任状況	5
	3	保護司の事件担当状況	6
	4	保護司活動に伴う被害の発生状況	6
	5	地方公共団体の保護司会に対する協力状況	7
	6	更生保護制度の認知状況	7
	7	保護司活動の拠点である「更生保護サポートセンター」の設置・	
		運営状況	8
	8	保護司会の財政状況	8
	9	保護司会事務担当者の状況	8
	10	保護司相互の情報交換の場である「地域処遇会議」の開催状況	9
	11	被災地における保護司等の被災状況と保護観察の状況等	9
第	2	保護司制度の基盤整備の方向性 \cdots 1	0
	1	保護司候補者の確保と保護司の育成1	0
		(1) 保護司候補者検討協議会の全保護司会への設置と効果的な運営1	0
		(2) 新任時の年齢制限の見直し	1
		(3) 委嘱手続への地方公共団体の参画	2
		(4) 保護観察所が行う研修の改善	2
		(5) 新任保護司への事件担当機会の早期確保,保護司同士による	
		支援体制の整備	3
	2	社会の変化に即した保護司の活動環境の整備1	4
		(1) 自宅以外の面接場所の確保	4
		(2) 保護司が保護観察対象者等から受けた物的損害等に対する補償	
		制度の創設1	
	3	地域との連携強化	6
		(1) 専門機関・団体の支援・協力が容易に得られる仕組みの構築1	6
		(2) 地方公共団体との連携強化1	7
		(3) 関係機関・団体, 地域住民に対する広報の強化2	0

参考	2	「保護司制度の基盤整備に関する検討会」委員名簿2 S
参考	1	「保護司制度の基盤整備に関する検討会」検討経過28
おわ	りに	:·····································
5	被	び災地における更生保護体制の再構築
		保護観察所における保護司組織の支援体制の在り方25
	(5)	保護司会連合会の役割強化2 4
	(4)	新任保護司会長に対する研修の実施24
	開	催2 3
	(3)	保護司相互の情報交換の場である「地域処遇会議」の積極的な
	(2)	保護司会の財政基盤と事務局機能の強化22
	(1)	保護司活動の拠点である「更生保護サポートセンター」の拡充21
4	侟	と護司組織の積極的な役割
	(4)	他の更生保護団体との連携強化20

はじめに

「更生保護のあり方を考える有識者会議」(座長・野沢太三元法務大臣。以下「有識者会議」という。)の「更生保護制度改革の提言-安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して一」(平成18年6月27日)を受け、平成20年6月1日には、更生保護の基本法である「更生保護法」が全面的に施行されたのを始め、これまで官民が力を合わせて更生保護制度改革を推進し、罪を犯した人の立ち直りとその再犯の防止について様々な施策が実施されてきた。また、この間、裁判員裁判制度の導入などの影響もあり、更生保護に対する国民の関心と期待が高まるなどの歓迎すべき変化も見てとれる。こうした国民の期待に応えるためには、引き続き、強じんな保護観察の実現に努めていくことが重要である。

他方,同提言は,更生保護制度に対する国民や地域社会の理解を拡大し,更生保護の基盤となる「民間」の活動をより強固なものにすることが必要であると指摘している。新法に基づく保護観察等の実務も定着し,一定の目に見える成果が上がってきたが,この民間活動の基盤強化の点については,未だ道半ばという印象がぬぐえない。

近年、薬物やアルコール依存、高齢、精神疾患、発達障害など保護観察対象者の抱える問題が複雑・多様化しているほか、家族関係や地域のつながりの希薄化が進み、家族や地域の協力が得られない対象者が増加し、さらに現在の厳しい社会経済情勢を背景として自立困難な対象者が増加するなど、更生保護に対する国民の関心と期待が高まる中で、保護司の処遇活動はますます困難化しており、個々の保護司の力だけでは立ち直りを実現することが難しくなってきている。

そして, 処遇活動の困難化もその一因と考えられるが, 様々な要因によって保護司にふさわしい人材の確保が難しくなっている。

こうした中、平成22年7月には、茨城県の保護司の自宅が、担当する保護観察対象者の放火によって全焼するという誠に不幸な事件が発生し、全国の保護司に大きな衝撃を与えるとともに、保護司活動に対する不安が高まった。

さらに、平成22年2月に法制審議会から法務大臣に答申があった、刑の一部の執行猶予制度及び社会貢献活動に関する法整備については、平成23年10月に召集された第179回国会に刑法等の改正案が提出され、参議院は全会一致で可決されたものの衆議院において継続審議となっている。刑の一部の執行猶予制度が導入された場合には、薬物事犯を中心に保護観察事件等が増加することが予想される。

そこで、保護司制度を充実させるための基盤整備の在り方について検討するため、 法務省保護局長により本検討会が設けられたものである。

本検討会には、全国各地から、多様な経験や役職にある保護司が集まったほか、 2人の学識経験者の参加を得て、平成23年3月9日の第1回会合から約1年間に わたって、おおむね2か月に1回検討を重ねてきた。この間、主に、保護司候補者 の確保と保護司の育成、社会の変化に即した保護司の活動環境の整備、地域との連携強化、保護司組織の積極的な役割の4つの観点から意見交換を重ねてきたが、その結果をここにまとめ、今後の保護司制度の基盤整備の参考に供することとしたい。

なお、この報告では、第1で保護司制度の現状と課題を概観し、第2で保護司制度の基盤整備の方向性を示すという構成とした。第2については、分かり易さに配慮して、まず提言を冒頭に箇条書きで掲げ、続いて、提言を出すに至った理由や背景、少数意見や別の観点からの意見があった場合にはその旨をそれぞれ記載した。

本報告が、全国の保護司が安心してやりがいをもって更生保護活動に取り組める 基盤整備に役立ち、更生保護の強化を通じて安全・安心社会の実現に資することが できれば幸いである。

第1 保護司制度の現状と課題

有識者会議の提言にもあるとおり、保護司は、自らが暮らす地域社会を愛し、 人々の生活の安全の確保に貢献し、地域社会に恩返ししたいという篤い思いから、私生活を犠牲にすることも厭わず、保護観察対象者等の立ち直りに情熱を傾けて取り組んでいる。保護司が、地域における信頼や豊富な社会経験に根ざした人格的魅力等を背景に、その活動に対する報酬を受けることなく、保護観察対象者等の内面に働き掛けてきたからこそ、強制力に頼らずとも、その改善更生の成果があげられてきたのである。

しかし,犯罪情勢や社会情勢等の急激な変化の中で,保護司制度は様々な課題を抱えている。以下にその現状と課題を概観したい。

1 保護司候補者の確保状況

平成24年1月1日現在の保護司数は、48,221人で、定数に占める充足率は、91.8%である。かつては、おおむね94%前後で推移してきたが、地域社会の人間関係の希薄化等の影響により、保護司候補者の確保が困難になってきており、近年、充足率は下降傾向にある。特に、東京保護観察所管内の充足率が81.0%であるなど、都市部における充足率が低い傾向にある。

また、同日現在の保護司の平均年齢は、64.1歳であり、保護司の77. 8%は60歳以上である。被雇用者の定年年齢の引上げ傾向等を反映して、平 均年齢は上昇傾向にある。

少年との世代ギャップの拡大を考慮し、平成16年4月に再任時上限年齢を76歳未満(新任時65歳以下)とする定年制が導入され、退任者の増加が見込まれたことなどの状況をも踏まえ、平成16年度から法務省保護局と全国保護司連盟が連携して「保護司候補者内申委員会モデル地区事業」を実施し、その成果を踏まえて、平成20年度から「保護司候補者検討協議会」(以下「検討協議会」という。)を設置し、地域の事情に精通した様々な分野の方々の協力を得て保護司候補者の発掘に努めてきたところである(平成23年度現在450地区に設置)。その結果、検討協議会設置保護司会を対象とした調査結果では、設置前に比べて充足率が平均して約1ポイント増加したほか、幅広い層(年齢・職種)から候補者が発掘されるなど、相応の効果が認められる一方で、検討協議会の委員構成が特定の分野に限られている、同委員から保護司候補者について情報提供を得られなかった地区が約15%あるなどの課題も見られる。

2 保護司の退任状況

退任した保護司に占める、委嘱後5年未満の保護司の割合は、平成16年度

に9.9%であったが、平成22年度は13.1%であり、近年、早期退任者の率が上昇傾向にある。

平成22年度中に退任した保護司のうち、委嘱後短期間(3期6年以下)で退任した保護司437人について調査した結果によれば、退任理由の主なものは、多忙(40.0%)、体調不良・死亡(36.0%)、家族の介護等(7.8%)の順であるが、詳細に見ると、1年以内に退任した保護司では「家族の理解が得られない」が、 $1\sim2$ 年で退任した保護司では「対象者の指導に自信が持てない」が、 $3\sim4$ 年で退任した保護司では「研修や会合が多い」が、それぞれ多い傾向にある。

また、当該保護司が退任するまでに担当した保護観察事件等は、平均4.5 件であったが、そのうち150人(34.3%)は、せっかく保護司になった にもかかわらず、1件も保護観察事件等を担当することなく退任している。

3 保護司の事件担当状況

平成22年における保護観察事件の年間取扱件数(移送を除く。以下同じ。)は93,652件である。同件数は、刑法犯の認知件数の減少もあって、平成14年の144,740件をピークに減少傾向にあるが、その大半は少年事件(いわゆる1号観察及び2号観察)の減少によるものである。

また、平成22年における生活環境調整事件の年間取扱件数は、109、2 28件で、過去10年間を見ても11万件前後で横ばい状態で推移している。 可塑性に富んだ少年の保護観察事件の減少は、充実感ややりがいを感じる機

会の減少,ひいては保護司活動の魅力の減少につながっているおそれを否定で きない。

加えて、保護司は、処遇経験を積むことを通じて保護司として成長していくと言えるが、保護観察事件数の減少に伴い、近年、事件担当の機会が減少しており、上記2とあわせて、特に新任保護司に対する事件担当の在り方を考える必要がある。

一方で、薬物やアルコール依存者、高齢者、精神障害者、無職者など複雑・多様な問題を抱えた保護観察事件が増加しており、かつてに比べて処遇が困難になってきているとの感想を持つ保護司が増えている中、前述したとおり刑の一部の執行猶予制度が導入された場合には、薬物事犯者の保護観察事件数が増加することが予想される。

社会の耳目を集める重大な再犯事件も若干数ながら起きている。

4 保護司活動に伴う被害の発生状況

平成22年7月, 茨城県の保護司の自宅が, 担当する保護観察対象者の放火 によって全焼するという誠に不幸な事件が発生したが, これを受けて, 法務省 は、同年末に全国から500人の保護司を無作為に抽出して保護司委嘱後の物 的損害や保護司家族等に対する損害状況を調査した結果、自宅で面接中に席を 外した際、現金を盗られた、対象者の親族に自宅に停めていた車のタイヤをパ ンクされたなど、5件の報告があった(被害総額約21万5千円)。

また、平成13年から22年までの10年間に保護司が保護観察対象者等から人的損害を受けた事例は、自宅で保護観察対象者から殴打されるなどの暴行を受けたものなど、数件あった。

5 地方公共団体の保護司会に対する協力状況

平成19年度に保護司会を対象に調査した結果によれば、約98%に当たる市区町村から何らかの支援・協力を得ているが、一方で、研修会場や対象者との面接場所の提供・貸与、保護司候補者発掘への参画、財政的支援、保護司会事務支援等の要望等があるにもかかわらず、実現していないとの回答も多く見られる。

保護司が、地域においてその民間人としての特質をいかしつつ、効果的な活動を展開するためには、地方公共団体を始め、地域の関係機関・団体等の理解と協力が不可欠であり、平成10年に行われた保護司法改正の際、「地方公共団体は、…(略)…保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる」旨の条文が新設されたところである。しかしながら、平成11年以降に推進されたいわゆる「平成の大合併」や地方財政の逼迫等を背景に、地方公共団体からの各種協力が後退しつつある保護司会も多く、例えば研修会場等を借りる際の有償化、複数の市区町村から保護区が構成される場合の保護司会事務支援の消極化、"社会を明るくする運動"地区推進委員会の未設置自治体数の増加等、地方公共団体からの支援・協力は必ずしも十分と言えない状況である。

6 更生保護制度の認知状況

平成21年末に実施された世論調査の結果によれば、「更生保護」という言葉の認知度は71%に上るにもかかわらず、「更生保護の言葉の意味を知っている」との回答は44%に、「更生保護への参画意識がある」との回答は42%にとどまる。

平成21年5月に始まった裁判員裁判制度等の影響により、判決後の被告の 更生に気を配るなど、更生保護に対する国民の関心と期待が高まる一方で、そ の内容や意義についての理解は十分でないほか、実際に自らがかかわることに ついては必ずしも前向きではないという状況が伺える。

7 保護司活動の拠点である「更生保護サポートセンター」の設置・運営状況

平成20年度から,市区町村の理解と協力を得て,市区町村が所有する公的施設等の中に保護司活動の拠点を整備する「更生保護サポートセンター」事業を推進している。同センターは,一定の処遇経験を有する企画調整保護司が常駐することと相まって,

- (1) 保護観察対象者やその家族、引受人等との面接場所確保の円滑化
- (2) 保護司相互の処遇協議・情報交換の活発化
- (3) 関係機関・団体とのチーム処遇など連携の強化
- (4) 協力雇用主の開拓の強化
- (5) 保護司会事務局機能の強化
- (6) 犯罪予防活動の活発化
- (7) 以上による保護観察処遇の充実強化、関係機関とのネットワーク構築、保護司の安心感の向上

などに大きな効果が認められる。

しかしながら、更生保護サポートセンターは、平成23年度予算で、全国に総計55地区(各保護観察所に1か所以上)に設置が認められたに過ぎず、1か所当たりの経費は、企画調整保護司一人の経費約120万円のほか、通信運搬費等として約10万円(合計約130万円)しか予算措置されていないため、保護司会の負担が大きいのが実情である。

8 保護司会の財政状況

平成22年度の保護司会の財政状況について、各保護観察所から1地区、合計50地区について調査した結果によれば、保護司定数一人当たりで割り算をした平均収入額は、約5万4千円である。主な内訳は、保護司からの会費収入約1万円、国からの保護司会活動分担費約1万2千円、地方公共団体等からの補助金・助成金等収入約1万2千円、寄附金収入約1万1千円となっており、平成19年度に行った同様の調査に比べ、国からの保護司会活動分担費が大幅に増えている一方、補助金・助成金等収入及び寄附金収入は大幅に減少しており、全体では約1万3千円も減少し、財政基盤が弱体化している。

なお,支出面では,平成22年度と平成19年度のいずれにおいても,事業費が約5割,事務費が約2割,分担金が約1割を占めており,構成において大きな変化は見られないが,収入額の減少に伴い,支出額も大幅に減少している。

9 保護司会事務担当者の状況

平成16年度に行った調査結果によれば、約4分の3の保護司会では、保護司会長等の保護司や保護司関係者が主に保護司会事務を行っており、ほかに、地方公共団体職員18.2%、社会福祉協議会職員5.6%などとなっている。

上記5のとおり,近年,地方公共団体からの各種協力が後退しつつある保護司会が多く,地方公共団体職員の割合は当時よりも減少していることが予想される。

10 保護司相互の情報交換の場である「地域処遇会議」の開催状況

保護司活動の十全を期すためには、それぞれの保護司が持つ地域情報について日常的に交換・共有し、実践活動につなげることが効果的である。そこで、平成22年度から、①事件を担当している保護司が抱えている問題に対する助言や解決策についての検討・協議、②社会資源開拓や犯罪予防活動の効果的な進め方等に関する検討・協議などを、「地域処遇会議」と総称して、その開催経費が予算措置されたところである。

しかしながら、同年度の実施状況を見ると、0回である保護司会が150地区、 $1\sim5$ 回の保護司会が352地区あり、保護司会によって大きな差が見られる(なお、1保護司会あたりの平均実施回数は約9.2回であり、また、1回あたりの平均参加保護司数は約11.5人である。)。

11 被災地における保護司等の被災状況と保護観察の状況等

本検討会の第1回会合が開催された2日後の平成23年3月11日,突然に東北地方を襲ったマグニチュード9.0のいわゆる東日本大震災とそれに伴う大津波や福島第一原子力発電所事故は、岩手県、宮城県、福島県を始めとする広域の更生保護関係者に甚大な被害をもたらし、保護司10人、更生保護女性会員42人が亡くなられたほか、多数の関係者が生活基盤を失い、長引く避難生活を余儀なくされた。

住宅被害や放射能汚染による避難等により、今なお多くの保護司が活動困難な状態に陥っている一方で、特に被害が大きかった地域だけでも1,000件弱の保護観察事件等が係属していたことから、法務省においては、被災直後から盛岡、仙台及び福島の各保護観察所に7人の応援職員を派遣し、被災した保護司が担当していた保護観察事件等を保護観察官が直接担当するなど、緊急的な体制を敷いて対応してきた。

しかしながら、被災地の復旧・復興には相当の時間がかかることが見込まれる上、今後、被災地における労働需要の高まりに伴い、保護観察事件数が増加に転じることが予想されることから、被災地における更生保護体制の強化が必要となる。そして、何よりも、被災された保護司を始めとする更生保護関係者への継続的な支援が求められる。

第2 保護司制度の基盤整備の方向性

ここでは、第1で述べた保護司制度の現状と課題を踏まえ、その基盤整備の 方向性について述べる。

1 保護司候補者の確保と保護司の育成

- (1) 保護司候補者検討協議会の全保護司会への設置と効果的な運営
- 保護司候補者を幅広く発掘するとともに、選考過程の透明性を確保する ため、すべての保護司会に検討協議会を設置することが望ましい。
- 検討協議会をより機能させるため、名称を変更する、原則として町内会や地方公共団体関係者の参画を得る、中学校単位等きめ細やかに開催する、 保護観察所の関与を強化するなどの改善を図る必要がある。
- 必要な場合には、保護司会長と協議の上、保護観察所から関係団体や専 門職団体に保護司候補者の推薦を依頼することが効果的である。
- 社会福祉士の国家試験の科目に更生保護が盛り込まれたこともあり、社 会福祉士等の中から保護司を委嘱することを積極的に考慮していく。
 - ア 熱意と行動力があり、地域に根づいた保護司候補者を幅広い分野から発掘するとともに、保護司の選考過程について一層の透明性を確保するため、 すべての保護司会に検討協議会を設置することが望ましい。
 - イ 検討協議会を開催しても保護司候補者についての情報が十分得られない 等の意見があることから、検討協議会がより効果的に機能するよう、次の とおり運用を改善する必要がある。
 - (ア)検討協議会は、個々の候補者について保護司として適任か否かの意見 交換をする場ではなく、当該保護区内の保護司候補者として適切な人材 を発掘し、幅広く情報提供を得る場であることを徹底するとともに、検 討協議会の位置付けを明確にするため、名称を「保護司候補者推薦協議 会」や「保護司候補者推薦会」に変更する。
 - (イ)様々な世代,職域,団体から保護司候補者に関する情報提供を得るため,幅広い分野から検討協議会の委員を選任するとともに,同委員に更生保護や保護司制度について十分理解してもらう。
 - なお、町内会・自治会関係者、福祉関係者、教育関係者及び地方公共 団体関係者には、原則として参画を得ることとし、法務省において関係 通達等を見直す。
 - (ウ) 複数の市区町村から構成される保護区や人口の多い保護区では、市区

町村単位や中学校単位等で開催したり、複数回開催するなど、きめ細やかに実施する。

なお、市区町村単位等に下部組織を設けるとすれば、組織を細分化し 過ぎることによるデメリットも生じかねないので、それぞれの保護区事 情に応じて柔軟に対応できるようにする方が望ましいとの意見もある。

- (エ) 委員の選任を始め、検討協議会の運営に当たっては、地区担当官が出席するなど、保護観察所がこれまで以上に主体的に関与する。
- (オ) 情報提供された候補者には、保護観察所又は保護司会において、本人はもとより、家族に対しても保護司活動について説明し、十分理解してもらった上で、委嘱手続を進める。
- ウ 検討協議会を通じた推薦を補充する観点から、必要な場合には、保護司会長と協議の上、保護観察所長から関係団体や専門職の団体に保護司候補者の推薦を依頼することが効果的と考える。
- エ なお、保護観察対象者等の抱える問題の複雑・多様化を踏まえ、福祉関係者との連携が強く求められるところ、平成21年度から社会福祉士国家試験の科目に更生保護が盛り込まれたこともあり、社会福祉士等は更生保護に関する一定の知識と理解を有していると考えられる。そのため、今後、保護観察所及び保護司会では、社会福祉士の有資格者や社会福祉系の大学等を卒業した者、ホームレス支援を行っているNPO関係者等の中から保護司を委嘱することを積極的に考慮していくこととする。

(2) 新任時の年齢制限の見直し

○ 新任時の年齢制限を1歳程度引き上げることが効果的である。

現在,新任の保護司候補者の推薦に当たっては,更生保護法人役職員等で 専門的な知識及び技能を有する者など特別な事情がある場合を除き,委嘱予 定日現在65歳以下の者を推薦することとなっている。

しかし、年金(厚生年金)の受給年齢が65歳に引き上げられることもあって、改正高年齢者雇用安定法に基づいて、事業主は65歳までの安定した雇用を確保する措置を講じなくてはならないこととされており、65歳であっても就業中の者が増加している。

こうした状況を踏まえ、今後、定年退職後に保護司活動に意欲を示す者の 委嘱を促進するため、法務省においては、上記新任時の年齢制限を見直し、 1歳程度引き上げることが効果的と考える。

一方,再任時については,現在,委嘱予定日現在76歳未満の者を推薦す

ることとなっている。平均寿命の長期化に伴い、再任時の上限年齢も引き上げるべきではないかとの意見や、任期との兼合いで退任時の年齢が76歳又は77歳となることから、これを均一にすべきとの意見もあるが、保護司の平均年齢が上昇傾向にあることや類似の行政ボランティアにおいても見直しの動きがないことなどから、今後の検討課題とすることが相当である。

(3) 委嘱手続への地方公共団体の参画

○ 委嘱手続に地方公共団体が関与することが有効であり、その制度化に向けて、法務省において総務省と協議することが求められる。

地域の実情に通じ、かつ人格及び行動について社会的信望を有する保護司を委嘱するためには、地元市区町村が委嘱手続に関与することが有効である。 人権擁護委員や民生委員等類似の行政ボランティアでは、法律上、その委嘱 手続に市区町村が関与することとなっている。

そのため、例えば、民生委員のように、保護司候補者検討協議会の委員を 市区町村長が委嘱することとする、保護司選考会に諮問する際、あらかじめ 保護観察所長が市区町村長の意見を聴取することとするなど、これを制度化 することについて、法務省において総務省と協議することが求められる。

(4) 保護観察所が行う研修の改善

- 2期4年以内に行う保護司研修の内容を充実するなどする一方で、地域 別定例研修の回数を減らして負担軽減を図るなど、研修の在り方を改善す る必要がある。
- 処遇上特別な配慮を必要とする者の取扱や社会福祉制度等に関する研修 を充実することが重要である。
 - ア 委嘱後短期間で退任した保護司の退任理由を見ると、保護司活動に伴うものとして、「対象者の指導に自信が持てない」、「研修や会合が多い」、「研修内容が物足りない」等の指摘が多い。そのため、法務省は、保護観察所が2期4年以内の保護司を対象に行う新任保護司研修等の内容を充実するとともに、処遇に役立つ実践的な研修になるよう保護観察官の研修技能を向上する一方で、保護区単位で行う地域別定例研修の回数を減らして負担軽減を図るなど、保護司研修の在り方について改善する必要がある。

なお,新任保護司研修は,内容の充実はもちろんのこと,保護観察事件等の担当後の方が実体験に基づいて理解し易いので,開催時期についても 考慮すべきであるといった意見や,研修は保護司が見識を深める大切な場なので,回数を減らすのは反対であるといった意見もある。

- イ 保護観察対象者等の抱える問題が複雑・多様化していることに加え、刑 の一部の執行猶予制度が導入された際には、薬物事犯者の保護観察事件の 増加が予想されることなどから、今後、保護観察所では、地域別定例研修 や特別研修等の機会を通じて、薬物や精神障害など処遇上特別な配慮を必 要とする者の取扱や社会福祉制度等に関する研修を充実することが重要である。
- ウ こうした意見を踏まえ、平成24年度政府予算案では、地域別定例研修 に係る予算を5回から4回分に減額する一方、特別研修に係る予算を大幅 に増額することが盛り込まれている。

(5) 新任保護司への事件担当機会の早期確保,保護司同士による支援体制の整備

- 新任保護司の育成のため、保護観察所長は、委嘱後早期に事件担当を依頼するとともに、担当中は、きめ細やかに指導、助言を行うよう配慮する。
- また,新任保護司が安心して処遇に当たれるよう,新任保護司の事件担当中は,先輩保護司をメンター保護司として指名し,日常的に先輩保護司に相談できる体制を整備することが効果的である。
- 保護司会においては、新任保護司の処遇能力向上のため、保護司同士による処遇会議や情報交換会を積極的に開催することが必要である。
- 複合的な問題を抱えたケースは、複数の保護司が担当することも考慮していく。
- ア 新任保護司の育成には、何より処遇経験を積むことが重要である。また、 新任保護司も、保護司を引き受けた以上、保護観察事件等を担当したいと いう気持ちを強く持っている。そのため、保護観察所長は、新任保護司に ついては委嘱後早期に保護観察事件等の担当を依頼するようにするととも に、担当中は、当該保護司に対してきめ細やかに指導、助言を行うよう配 慮する。
- イ また,新任保護司が処遇上の悩みを抱え込むことなく,安心して保護観察処遇等に当たれるようにするとともに,先輩保護司が長年の経験から培った保護司としてのノウハウと地域情報を伝達するため,法務省において

は、新任保護司に事件担当を依頼する場合には、先輩保護司をメンター保 護司として指名し、当該新任保護司が日常的に先輩保護司に相談できる体 制を整備することが効果的と考える。

- ウ さらに、保護司会においては、新任保護司等経験年数の短い保護司の処 遇経験を補う等のため、保護司同士による処遇協議や情報交換会を積極的 に開催し、処遇能力の向上を図ることが重要である。
- エ なお,近年の傾向として,保護観察対象者本人が複数の問題を抱えるケースや,知的障害を有する保護観察対象者と要介護状態の高齢者が同居するケースなど,複合的な問題を抱えたケースが増加する傾向がある。そのため,今後,保護観察所長は,必要な場合には複数の保護司に事件担当を依頼し,役割分担することなども考慮していくことが求められる。

この点については、処遇の進め方が個々の保護司の裁量に大きく委ねられている現状にあっては、その調整等が困難であるといった意見や、複数の保護司が担当した場合の課題を洗い出すため、まずはモデル的に取り組むのがよいのではないかといった意見もある。

2 社会の変化に即した保護司の活動環境の整備

- (1) 自宅以外の面接場所の確保
- 保護司が自宅以外に面接できる環境を整備するため、更生保護サポート センターの拡充や、公民館等の身近な場所を借用できるようにすることが 必要である。

保護司の処遇活動は、保護観察対象者との面接等を主に自宅で行うことで成り立っているが、薬物やアルコール依存、精神疾患や発達障害など、複雑・多様な問題を抱えた保護観察対象者等を自宅に招き入れることについて家族の理解が得られないケース(場面)が増加している。また、保護司候補者の中には、マンションなど居宅の構造上自宅での面接が困難な者が増加しており、これが保護司確保を困難にしている大きな要因のひとつになっている。

そのため、自宅以外に面接ができる環境整備を図ることが重要であり、法 務省は、同機能も担っている「更生保護サポートセンター」を拡充するほか、 同センター未設置保護司会においては公民館等の身近な場所を借用できるよ うにすることが必要である。

(2) 保護司が保護観察対象者等から受けた物的損害等に対する補償制度の創設

○ 今後,保護司が安心して職務を行うためには,人的損害に対する補償に加え,物損補償や家族補償にまで制度を拡充することが必要である。

保護司が職務に伴い人的損害を被った場合は、「国家公務員災害補償法」により補償の対象となるが、物的損害や家族の被った損害については対象とならない。

しかし,近年,複雑・多様な問題を抱えた保護観察対象者等が増加しており,第1の4掲記の放火事件同様の被害が二度と起こらないとは言い切れない上,そもそも保護司は,犯罪者の処遇という一定のリスクのある職務を自宅等で実施しており,今後,保護司が安心して職務を行うためには,人的損害に対する補償に加え,物損補償や家族補償にまで制度を拡充することが必要である。

なお、民生委員等の他の行政ボランティアには物損補償等の制度がないことを踏まえると、補償の対象となる行為は、保護観察対象者等(担当中の保護観察事件及び生活環境調整事件の対象者及びその家族のほか、過去に担当したこれら事件の対象者やその家族を含む。)による不法行為に起因した損害に限定する(よって、例えば、犯罪予防活動中に自過失であるいは第三者から損害を被った場合は対象外となる。)ことが相当である。また補償は、当該保護観察対象者等から賠償を得られない保護司又は保護司家族に対して、その精神的・経済的負担を軽減する観点から相応額の給付金を支給するものとし、賠償を受け又は他の制度上の補償(例えば、犯罪被害者等給付制度や火災保険による補償など)を受けたときは、その額と調整することが相当である。

こうした意見を踏まえ、法務省では、平成24年度から保護司が保護観察対象者等から受けた物的損害等に対する補償制度を導入することとし、そのための保険料が平成24年度政府予算案に計上された。その概要は以下のとおりである。

ア 物的損害事故

保護司が居住し、又は事業を行う敷地内の建物及びその付属建物、付属設備、家財、金銭を対象とし、建物の放火等による全損には2、000万円以内、建物の放火等による半損には1、000万円以内、その他には10万円以内を給付する。

イ 保護司家族等に対する傷害事故

保護司と生計を共にする同居の親族のほか、保護司が事業を行う建物で 就労する者等を対象とし、死亡には1,000万円、後遺障害には1,0 00万円以内,入院には5万円以内,通院には1万円以内を給付する。

3 地域との連携強化

(1) 専門機関・団体の支援・協力が容易に得られる仕組みの構築

- 専門機関・団体の協力が必要と認められる事件について、保護観察所長は、矯正施設入所中から、保護司、引受人、関係機関・団体等の関係者によるケースカンファレンスの開催等に積極的に取り組むことが求められる。
- ケースカンファレンスを充実させるため、保護観察所長は、医療等の専門家をアドバイザーとして委嘱し、参画を得ることが効果的である。
- 関係機関・団体と連携を推進するには、人的な横の連携が重要であり、 企画調整保護司が常駐する更生保護サポートセンターの拡充や、窓口となる保護司を指名することが必要である。
- 刑の一部の執行猶予制度の導入等を見据え、今後、保護観察所及び保護 司組織は、社会復帰のための受皿の開拓等を推進することが求められ、そ の際、福祉関係者との連携を特に推進していくことが望ましい。
 - ア 高齢者や精神・知的障害者,薬物やアルコール依存者,無職者の増加など,保護観察対象者等の抱える問題が複雑・多様化するとともに,人間関係の希薄化に伴い家族や地域の相互扶助の機能が脆弱化しており,保護観察官と保護司の協働態勢だけでは立ち直りを実現することが困難な保護観察対象者等が増加している。

保護観察所長は、裁判・矯正等の段階で収集された情報を精査するなどし、専門機関・団体の協力が必要と認められる事件については、矯正施設入所中から、保護観察官、保護司、引受人、関係機関・団体等の関係者によるケースカンファレンスを開催するなどして、出所後の円滑な支援を行うための枠組を構築し、保護観察中も、必要に応じて本人を加えたカンファレンス(ケア会議)を継続的に開催することなどについて積極的に取り組むことが求められる。

イ アに示すカンファレンスを充実したものにするため、保護観察所長は、 福祉、医療、就労、教育等に精通した専門家をアドバイザーとして委嘱した上、カンファレンスに参加を求めて、保護観察官及び保護司がいつでも 同専門家に相談できる体制を構築するとともに、地域の専門機関・団体に ついてまとめた資料を作成し、積極的に活用することが効果的と考える。 地道な関係づくりが重要であるが、この際、「この人に頼めば大丈夫」という顔の見える人的な横の連携が不可欠である。そのため、法務省は、関係機関・団体とのネットワーク構築をその中核的な機能・役割の一つとし、企画調整保護司が常駐する「更生保護サポートセンター」を拡充するほか、同センター未設置保護司会においても、保護観察所と連携して、地域の機関・団体に関する情報の収集・整理、新たな社会資源の開拓、専門機関・団体との定期的な意見交換の開催等の役割を中核的に担う、いわば関係機関・団体との窓口(キーパーソン)となる保護司を指名し、関係機関・団体との連携を推進することが必要である。

- エ なお、保護観察対象者等の抱える問題の複雑・多様化とともに、刑の一部の執行猶予制度や社会貢献活動の制度化を見据え、今後、保護観察所及び保護司組織は、次のような社会復帰のための受皿の開拓等を推進することが求められ、その際、地方公共団体を始め、社会福祉協議会や民生委員など福祉関係者との連携を特に推進していくことが望ましい。
 - (ア) 協力雇用主の開拓・組織化や地域の雇用に関する情報の収集
 - (4) 宿泊場所を保有するNPO法人や社会福祉法人の開拓
 - (ウ) 民間アパートや公営住宅等に関する情報の収集
 - (エ) 多様な社会貢献活動先の開拓

(2) 地方公共団体との連携強化

- 効果的な保護司活動を展開するため、これまで以上に基礎自治体たる 市区町村との連携強化に努めることが重要である。
- 市区町村との連携強化には、何より市区町村長等に保護司活動の内容 や意義等について理解してもらうことが必要であり、そのための各種方 策に保護観察所と保護司会が協力して取り組むことが必要である。
- また、保護司会においては、保護司活動を通じて培った経験とノウハウを生かして、地域に貢献していくことが有効である。
- 保護司法第17条をより機能させるため、法務省において総務省と必要な協議をすることが求められる。
- ア 保護司活動の実施に当たっては、ほぼすべての地方公共団体から何らかの協力を得ており、こうした中で「更生保護サポートセンター」の設置等も実現しているが、近年、市区町村の合併、地方財政の逼迫等を背景に、地方公共団体からの各種協力が後退しつつある保護司会が多い。この背景には、地方公共団体の側に、更生保護が国の業務であるとして、保護司組

織やその活動に対する支援につき消極的な面もあるように見受けられる。 しかしながら、地方公共団体にとって、地域内での犯罪や非行の防止は、 住民の安全・安心の実現や住民福祉の面からも最も重要な行政の一つであ ると言えるのであって、これに大きく貢献している保護司活動を地方公共 団体側に理解してもらう必要性が高い。

いずれにしろ,効果的な保護司活動の展開のためには,地方公共団体,特に基礎自治体たる市区町村からの協力が不可欠であることから,これまで以上に市区町村との連携強化に努めることが重要である。

- イ 市区町村との連携を強化するためには、何より、市区町村長を始め、地 方議会議員、自治体職員に保護司活動の内容や意義、保護司の具体的な要 望について理解してもらうことが必要である。そのため、今後、保護観察 所及び保護司会は、協力して、次のような方策に取り組むことが必要であ る。
 - (ア) 定期的に市区町村長を始めとした幹部職員や地方議会議員等との意見 交換会を開催する。
 - (4) 市区町村の職員が集まる場に出向いて保護司制度等について説明し、 保護司会の窓口となっていることの多い健康福祉部門のみならず、企画 ・総務・市民・教育部門等幅広く理解を得る。
 - (ウ) 市区町村への要望等は、保護司の意見をとりまとめた上で、組織として伝える。
 - (エ) 市区町村の職員を充て職として保護司に委嘱する。
 - (オ) 新任保護司が委嘱された際,当該保護司を市区町村に紹介する機会を設ける。
 - (カ) 保護司会の機関誌や『更生保護』誌を市区町村に配布する。
- ウ また、地方公共団体から具体的な協力を得るためには、地方公共団体が 地域力のひとつである保護司会に何を期待しているのかを把握し、それに こたえていくことも大切である。そのため、保護司会においては、地方公 共団体の期待・ニーズを把握し、保護司活動を通じて培った経験とノウハ ウを生かして、次のとおり地域に貢献していくことが有効である。
 - (ア) 犯罪・非行相談を定期的に開催するなど、地域に密着した効果の高い 犯罪・非行予防活動を継続的に展開する。
 - (イ) 各種委員への就任や青少年健全育成事業への参画等の依頼があった場合にはこれを積極的に引き受ける。
 - (ウ) 少年非行防止の観点から、教育委員会や学校と連携し、小・中学校等において、児童生徒の相談に乗ったり、非行防止教室を積極的に開催するなどする。
- エ なお、地方公共団体との協力関係については、保護司法第17条に「地

方公共団体は、…(略)…保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる」と規定されているが、これをより機能させるため、法務省において、次の方策などについて総務省と協議することが求められる。

- (ア) 保護司法第17条を改正し、「地方公共団体は、…(略)…保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力を行うよう努めるものとする」等、現在よりも踏み込んだ内容にする。
- (イ) 保護司活動に対して地方公共団体が助成等の支援ができるように,国の財政上の措置等を講ずる。

この際,地方交付税については,現在においても,同税の基準財政需要額算出の算出費用(「児童福祉費」の細節「青少年福祉対策費」の中の「健全育成対策推進事業費」)の中に,保護司及び保護司会が行う犯罪予防活動が含まれているとされているが,これが明確でないことから,積算内容の例示として明記することが考えられる。

また、例えば、人権擁護活動においては、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されたことを機に、法務省が地方公共団体に人権啓発活動を委託し、同活動に伴う費用を措置しているが、これと同様に、例えば、刑の一部執行猶予制度や社会貢献活動の実施に当たって、地方公共団体に具体的な事務を委託し、その費用を法務省で予算化することも考えられる。

(ウ) 上記(ア), (イ)の実現には、法改正を伴うなど実現困難性が高く、時間を要することから、当面、総務省の協力を得て、各市区町村長に対して、総務省と法務省の連名により通達等を発出する。

なお, 同連名通達等には, 次の協力・支援内容等を盛り込むことが考えられる。

- 保護司適任者に関する情報提供等、保護司の委嘱手続への参画
- 更生保護サポートセンターや保護司の面接場所等の提供又は優先的 な貸与
- 市区町村長を始めとした幹部職員や地方議員等との意見交換会の開 催
- 職員に保護司制度等について説明する機会の提供
- 幹部職員等の充て職としての保護司への委嘱
- 市区町村の広報誌やホームページへの保護司紹介記事の掲載
- 精神・知的障害者,薬物やアルコール依存者等,複雑・困難な問題 を抱えた保護観察対象者等の処遇に際しての連携

(3) 関係機関・団体、地域住民に対する広報の強化

○ 地方公共団体に加え、関係機関・団体、地域住民に保護司活動の内容や 意義について理解してもらうため、保護観察所と保護司会が各種方策に取 り組むことが必要である。

地域に根ざした保護司活動を効果的に進めるためには、地方公共団体に加え、関係機関・団体、地域住民に保護司活動の内容や意義について理解してもらうことが重要である。保護観察所及び保護司会は、次のような方策について取り組み、地域から保護司が見えるようにすることが必要である。

- ア 地元マスメディアに対して積極的に情報提供し、記事掲載を推進する。
- イ 市区町村の広報誌・ホームページのほか,地域の有線放送,ケーブルテレビ、コミュニティFM放送等を活用する。
- ウ 学区単位や自治会連合会単位の地域広報・情報誌などに保護司の紹介記事を載せる等して、地域住民が自身に身近な保護司が分かるようにする。
- エ "社会を明るくする運動"の充実を図り、安全・安心な社会づくりを推進する。
- オ "社会を明るくする運動"の実施に当たっては、啓発活動にとどまらず、 犯罪や非行をした人の立ち直りに資する、更生保護の特色を生かした活動 を、これまで以上に展開する。
- カ 保護司会の発行する機関誌について、犯罪・非行相談等の事例を掲載するなど地域への情報発信を意識した内容に工夫するとともに、発行回数・配布先を拡充する。
- キ 学校に赴き、児童生徒や保護者に出前授業を開催するなどする。
- ク 更生保護や保護司に関するイメージキャラクターをつくり、積極的に広報に活用する。

なお、保護司の仕事は、保護観察対象者等の処遇にとどまるものではなく、 更生保護についての世論の啓発も重要であり、保護司は、対象者等との関係 に配慮しつつ、これまで以上に保護司の存在を地域にアピールしていくこと が求められる。

(4) 他の更生保護団体との連携強化

○ 地域において更生保護の力を最大限発揮するため、更生保護ボランティア相互の連携をこれまで以上に強化する必要がある。

地域において更生保護の力を最大限発揮するためには、更生保護施設、更 生保護女性会、BBS会、協力雇用主等、更生保護ボランティア相互が緊密 に連携することが重要であるが、現状では必ずしも連携が十分図られている とは言いがたい状況にある。

保護司(会)は、所属する保護観察所管内にある更生保護施設を視察・協議したり、保護区内の更生保護女性会やBBS会、協力雇用主等と定期的に意見交換の機会を設ける等、これまで以上に連携を強化する必要がある。共同して地域活動を展開することも重要である。

4 保護司組織の積極的な役割

- (1) 保護司活動の拠点である「更生保護サポートセンター」の拡充
 - 更生保護サポートセンターは、充実した保護司会活動に大きく貢献しており、引き続き、保護観察事件等が多い保護司会を中心に設置地区を拡充することが必要である。
 - 同センターにおける保護司会の負担を軽減するため、国による予算措 置の充実が求められる。
 - 今後、保護司会が主体性ある活動を充実させていくために、保護司会は、地域に保護司活動の拠点を整備することの重要性について理解することが求められる。
 - ア 保護司会活動の強化に当たって、地域に活動拠点を整備することの意義は大きい。

「更生保護サポートセンター」は、一定の処遇経験がある専従の企画調整保護司一人が常駐していることと相まって、充実した保護司会活動に大きく貢献している。平成24年度政府予算案では、新たに100地区に設置することが盛り込まれているが、法務省においては、引き続き、保護観察事件等が多い保護司会を中心に設置地区を拡充することが必要である。

- イ また、平成24年度政府予算案では、設置保護司会の負担軽減を図るため、企画調整保護司の人数増及びパソコン、複合機、シュレッダー、トナー、コピー用紙等の設置・運営経費の増額が盛り込まれている。これにより、1地区当たりの予算措置は約130万円から約200万円になることが見込まれているが、光熱水料やその他の備品については、引き続き保護司会が負担することになることから、国による予算措置の充実が必要である。
- ウ なお,「更生保護サポートセンター」の設置に当たっては, 市区町村等の

職員が保護司会事務を担っている保護司会から、市区町村等の協力が低下することへの懸念等もあって消極的な意見が聞かれるが、同センターの設置は、日ごろから市区町村との関係が良好な保護司会こそ実現可能であり、また、既存設置地区からの報告によれば、地域住民に対する犯罪・非行相談の実施等地域社会に貢献する活動に取り組むことを通じて、一層、市区町村との連携が深まっている例が多い。

保護司会は、更生保護サポートセンターが保護司会事務局機能だけでなく、保護司の行う処遇活動への支援、地域支援ネットワークの構築、地域に根ざした犯罪・非行防止活動の推進、地域への更生保護活動に関する情報提供等の機能も有することをよく理解するとともに、今後、保護司会が主体性ある活動を充実させていくためには、地域に保護司活動の拠点を整備することの重要性について理解することが求められる。

(2) 保護司会の財政基盤と事務局機能の強化

- 保護司会活動の充実強化に当たって、財政基盤の強化は不可欠であり、 引き続き国による予算措置の充実が望まれる。
- また、事務局機能の強化も不可欠であり、事務担当保護司の配置経費を 予算化することなどが必要である。
 - ア 保護司会の任務遂行に伴う費用を弁償することを目的として,平成19年度から「保護司会活動分担費」が予算化されたところ,当初の約1億7,600万円(保護司会1か所当たり平均約20万円)から,平成24年度政府予算案では約6億1,000万円(保護司会1か所当たり平均約70万円)が計上されており,収入に占める同費目の額・割合はいずれも大幅に増加している。

しかしながら、多くの保護司会においては、地方公共団体等からの補助金・助成金が削減又は廃止されており、保護司会活動に対する期待が増大する中で、財政基盤がむしろ弱体化している。

保護司会活動の充実強化に当たって、財政基盤の強化は不可欠であり、 引き続き国による予算措置の充実が望まれる。

イ 他方、保護司会の組織活動に対する予算措置の増加に伴い、保護司会に おける会計処理事務は、質・量ともに大きくなっている。

保護司会も公的な組織であり、かつ、相当額の国費が支給されている以上、本年度から導入された収支予算(決算)書の様式及びその勘定科目に沿って会計処理を行うことを始め、引き続き、適正かつ透明な会計処理に

配慮しなければならない。しかし、現在、約4分の3の保護司会では、保護司会長等の保護司や保護司関係者が保護司会事務を担っており、当該保護司等に物心両面にわたって過重な負担を掛けているのが現実である。

そのため、法務省においては、保護司会事務局機能を強化し、前記保護司等の負担軽減を図る観点から、事務担当保護司の配置経費を予算化するとともに、会計処理の簡素化について検討することが必要である。

さらに、保護観察所及び保護司会連合会においては、定期的に保護司会事務担当者に対する研修を行うなど、必要な支援を行うことが求められる。

ウ なお、かつては、保護司会活動に対する国の予算措置が乏しかったこと もあるが、保護司の使命を実現するため、個々の保護司が会費を出し合っ たり、地域住民から寄附を集めて保護司会活動を行ってきた歴史がある。

もとより、更生保護は国の刑事政策の一環であるが、自発的な活動を展開するため、あるいは啓蒙活動の一環として、会費を出し合ったり地域住民から寄附を集めることの意義は、保護司自らがもっと理解することが重要である。

(3) 保護司相互の情報交換の場である「地域処遇会議」の積極的な開催

- 地域処遇会議の対象活動が分かりづらいという意見に対応するため、法 務省において事例集を作成するなどして、改めて周知する必要がある。
- 各保護司会は、地域処遇会議の重要性を理解し、支部(分区)単位や中 学校単位等においても積極的に地域処遇会議を開催する。
 - ア 平成22年度から、「地域処遇会議」の開催経費が予算措置されているが、 同年度の実施状況を見ると、保護司会によって大きな差が認められる。

この背景のひとつとして、どういう活動が予算の支弁対象になるのか分かりづらいという意見が保護司の中にあることから、法務省では、事例集を作成するなどして改めて周知するとともに、「地域処遇会議」という名称についても「地域保護司会議(仮)」や「保護司情報交換会(仮)」に変更することが求められる。

イ なお、地域処遇会議は、従来から保護司会が行っている自主研修に加え、 二人以上の保護司が集まり処遇協議や情報交換、定期又は随時の勉強会等 を開催した場合に支給できるものであり、保護司活動を充実させる上で重 要なものである。保護司会の組織活動に対する予算は、保護司(会)の強 い要望を踏まえて獲得・増額してきた経緯もあり、各保護司会は、支部(分 区)単位や中学校単位等においても積極的に地域処遇会議を開催すること とする。

(4) 新任保護司会長に対する研修の実施

○ 組織活動の重要性に照らし、今後、新しく保護司会長になった保護司を 対象に、保護司会運営のあり方等に関する研修を行うことが重要である。

保護司会の円滑かつ効果的な組織運営に当たっては、保護司会長が、個々の保護司活動の支援等のために組織活動が重要になってきていることを理解し、リーダーシップを発揮することが求められる。

しかしながら、現在は、組織運営を学ぶ場がないことから、今後、新しく 保護司会長になった保護司を対象に、保護司会運営の在り方等に関する研修 を法務省において行うことが重要である。

(5) 保護司会連合会の役割強化

○ 保護司会連合会では、今後、保護司会間の情報交換の場の提供、主体的な研修の実施、社会復帰のための受け皿の開拓・整備、保護司会事務の支援等の役割を充実していくことが重要である。

保護司会の充実強化に当たっては、保護観察所管内の保護司会によって組織され、連絡調整等を担う保護司会連合会の役割強化も重要である。

現在,多くの保護司会連合会では,機関誌の発行や顕彰式典の開催等を行っているほか,平成24年度からは,上記2(2)記載の保護司が保護観察対象者等から受けた物的損害等の補償制度に当たって,主体的な役割を担うことが予定されているが,今後,次のような役割を充実していくことが考えられる。

- イ 保護観察所が行う基礎的な保護司研修の受託を始め、主体的な研修の実施
- ウ 協力雇用主の開拓や社会貢献活動先の開拓等,他の更生保護団体と連携 して行う社会復帰のための受皿の開拓・整備
- エ 保護司会事務の支援

(6) 保護観察所における保護司組織の支援体制の在り方

○ 保護司組織の任務は、保護観察処遇等の保護司の職務を支援するものである上、個々の保護司が行う処遇活動が困難化する中で、今後、保護司組織による組織的な活動支援の充実が求められていることから、処遇部門の保護観察官も保護司会運営に積極的に関与し、支援等を行っていくことが不可欠である。

更生保護改革以後の保護観察所では, 庶務や会計等を担っている企画調整 課が保護司組織に関する事務も所掌することになっている。

しかし、保護司組織の任務は、そもそも保護観察処遇等の保護司の職務を 支援するものである上、個々の保護司が行う処遇活動が困難化する中で、これまで指摘してきたような保護司相互による処遇協議や情報交換の開催、処 遇に有効な地域の関係機関・団体に関する情報の収集とこれら機関・団体と の連携の推進など、今後、保護司組織による組織的な活動支援の充実が求め られていることから、処遇部門の保護観察官も保護司会運営に積極的に関与 し、支援等を行っていくことが不可欠である。

なお、近年新たな方策として取り組まれている「更生保護サポートセンター」や「地域処遇会議」なども、こうした保護司会による組織的な活動支援を充実する一環として推進されているものであり、これらが有効に機能するためには、企画調整課の担当者だけでなく、個々の保護司に接する機会の多い処遇部門の保護観察官も、施策の内容を熟知することが必要である。

5 被災地における更生保護体制の再構築

○ 被災地における更生保護の地域ネットワークを1日も早く再建するため、 被災地の更生保護関係者が支え合うとともに、その声に全国の更生保護関 係者が耳を傾け、官民ともに支援の輪を構築していく必要がある。

法務省においては、被災直後から盛岡、仙台及び福島の各保護観察所に7人の応援職員を派遣して被災地域の対応に当たってきたところであるが、さらに、保護観察官が常駐して保護観察等を行うとともに、保護司を始めとする更生保護関係者への活動支援を強化するため、岩手県釜石市、宮城県石巻市、同気仙沼市及び福島県相馬市の4か所に「更生保護拠点」を設置する経費が平成23年度第3次補正予算に計上され、平成23年12月に開所したところである。

また,第3次補正予算においては,被災地における労働需要の高まりに対して効果的に対応できるよう,保護観察対象者等に対して,就労に必要な知識や技能の習得,適切な就労先確保及び職場定着等の就労支援の取組を強化するための経費も計上されたところである。

加えて、平成24年度政府予算案においては、直接担当による保護観察の実施と保護司活動等の支援に当たる保護観察官25人の増員経費が計上されている(5年間の時限措置)。

他方,被災地の更生保護関係者においては,震災直後からそれぞれの会員の安否確認に奔走するなどしていただいた。全国保護司連盟を始めとする更生保護関係諸団体は,全国から義援金を募り,更生保護官署職員からの応募も含め,被災保護司に対しては合計6,697万円を配分し,それぞれの団体も相当の額の義援金を被災地に届けて,当面の支援を行った。

被災地の多くの保護司会は、厳しい状況の中、平成23年度当初の総会を開催し、中には"社会を明るくする運動"強調月間に向け、積極的に取り組もうともされたと聞いている。保護司、更生保護女性会員、BBS会員の中には、自ら被災しながらも、被災者支援活動に立ち上がり、更生保護の「共助」の精神を発揮し、更に会員間の絆を強めたとの報告もある。

残念ながら、今回の被災によって保護司を退任せざるを得ない方もいるが、 被災者自身の生活や地域の復旧・復興を第一にしながら、更生保護関係者のこ のような熱い思いを未来に繋げたい。犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える には、地域のチカラを結集することが第一であり、その要となる更生保護の地 域ネットワークを再建するために、今後、被災地の更生保護関係者が支え合う とともに、全国の保護司等関係者が声を大きくして、支援の輪を構築していく 必要がある。

保護司の中からは、自宅の流出などで面接場所を失ったことから、更生保護 サポートセンターの必要性を訴えられることもあり、国においても、被災地保 護司の置かれた厳しい活動条件を緩和する方策について、積極的に取り組むこ とが重要である。

おわりに

処遇困難な対象者が増加する傾向にある最近の更生保護の情勢に対応して、平成20年に全面施行された更生保護法を中心に、官の襟を正した強じんな保護観察を始めとした更生保護の各般にわたる改革が進められ、今日一定の目に見える成果が上がっている。しかしながら、その中にあって伝統的に官民協働で展開してきた我が国更生保護の一方の旗頭である民間人の保護司が、今日進められている改革における役割を充分に果たしているかを思うとき、残念ながら為し得ていない忸怩たる思いがある。その原因がどのあたりにあるかを検証するための本検討会が、法務省保護局長によって昨年3月に設けられ、全国から選ばれた13人の保護司と学識経験者として炭谷済生会理事長、松原大田区長に御参加をいただき、更には保護局長の積極的な助言を得て、事務局の綿密な資料の報告を中心に7回にわたる検討の結果、保護司制度の基盤整備にかかわる一定の総括を得ることが出来た。

内容は多岐にわたり、かつ、いずれも緊急に具体化が望まれるものばかりである。 中には、物的損害等に対する補償制度の創設等、既に平成24年度政府予算案に盛 り込むことに成功するなど、出来ることから実行していこうという保護局の積極的 な強い意気込みに各委員は勇気付けられ、検討会では、保護司活動の各般にわたっ て結果を出すことを前提とした建設的な提言をすることが出来た。私達保護司も結 束して、今後、この提言の実現に努力する所存であるが、当局には、この諸提案が 実現するよう一層の御尽力を願いたい。

今日,もはや更生保護が従来の関係者だけでは完成されない現実を目の前にして, まず自らの活動基盤の整備を進め,強固な主体性を確立して,様々な組織との連携 を進めなければならないときである。力強い活動の出来る骨太な保護司及び保護司 組織のために,この「保護司制度の基盤整備に関する検討会」の報告書を役立てた いと思う。

結びに、各委員の方々の御協力に感謝し、局長を始め、法務省保護局各職員の方々の御助勢にお礼申し上げる。ありがとうございました。

(参考1)

「保護司制度の基盤整備に関する検討会」検討経過

第1回(平成23年3月9日)

- ①保護局長あいさつ
- ②委員自己紹介
- ③座長,座長代理選出
- ④検討課題について (意見交換)
- ⑤今後の検討の進め方について(意見交換)
- ⑥保護司活動の困難化,保護司に対する国民の期待の高まり等,社会の変化に即 した保護司環境の整備(意見交換)

第2回(平成23年5月18日)

保護司活動の困難化,保護司に対する国民の期待の高まり等,社会の変化に即した保護司環境の整備について(意見交換)

第3回(平成23年7月5日)

保護司活動の困難化、保護司に対する国民の期待の高まり等、社会の変化に即した保護司環境の整備について(意見交換)

第4回(平成23年10月4日)

保護司適任者の確保と育成(意見交換)

第5回(平成23年11月25日)

- ①刑の一部の執行猶予制度等について (説明)
- ②地域との連携強化(意見交換)

第6回(平成24年1月25日)

- ①平成24年度更生保護関係予算案について(説明)
- ②保護司組織の積極的な役割 (意見交換)

第7回(平成24年3月5日)

- ①被災地における更生保護体制の再構築について(意見交換)
- ②報告書のとりまとめについて(意見交換)

(参考2)

「保護司制度の基盤整備に関する検討会」委員名簿

(敬称略)

(座 長)

宮川憲一 全国保護司連盟副理事長

(保護司委員)

藤 原 卿 子 北海道・滝川地区保護司会会長

池 田 數 和 茨城県保護司会連合会会長

志 村 厳 埼玉県・さいたま浦和保護区保護司

飯 野 きみ子 千葉県・野田地区保護司会副会長

仙 浪 博 一 東京都・豊島区保護司会会長

師 康晴 神奈川県・泉保護区保護司

西中間 貢 全国保護司連盟事務局長

小 林 聖 仁 長野県保護司会連合会会長

進 藤 公美恵 兵庫県・垂水保護区保護司

井 上 文 夫 徳島県・小松島地区保護司会事務局長

黒 江 明 男 鹿児島県保護司会連合会会長

(学識経験者委員)

炭 谷 茂 恩賜財団済生会理事長

松 原 忠 義 東京都大田区長

[※] なお、師委員は、平成23年11月に逝去されました。

「保護司制度の基盤整備に関する検討会」報告書について

検討会の概要

- ●目 **的** 保護観察対象者の抱える課題の複雑・多様化、家族関係や地域の絆の希薄化などの要因で、処遇が困難となっている現状を踏まえ、保護司制度の基盤整備の在り方について検討。
- ●日 程 平成23年3月9日 第1回会議。以後, 2か月に1回開催(全部で7回)。
- ●委 員 ① 保護司(宮川憲一全国保護司連盟副理事長, ほか11人)
 - ② 学識経験者(松原忠義東京都大田区長, 炭谷茂恩賜財団済生会理事長)

現状と課題

■保護司候補者確保の困難化

- 保護司充足率の低下 〔全国 約2%低下して91.8%, 東京都 81%〕
- 早期退任保護司の増加

[5年未満の退任者の割合 H16 9.9% ⇒ H22 13.1%]

・保護司活動に対する不安の増大

〔H22.7保護司の自宅が対象者に放火され全焼〕

■保護司の処遇活動の困難化

- ・保護観察対象者の抱える問題の複雑・多様化
- ・一部執行猶予制度の導入により、薬物事犯を中心に保護観察事件等が増加
- ・地方公共団体の保護司活動への協力が後退

〔市町村合併, 財政逼迫〕

・国民の更生保護に対する理解が不十分

[H21世論調査「更生保護の意味を知っている」 44%

更生保護への参画意識の低下〕

■保護司組織の脆弱な基盤

・保護司会の財政基盤や事務局機能は脆弱 〔市町村等からの助成金の減少、保護司会長等が事務に従事〕

■東日本大震災による多大な被害

・被災地では、今なお多くの保護司が活動困難

〔死者10人, 家屋全壊102人, 家屋半壊・原発事故等に

伴う避難428人⇒多数の保護司が活動困難〕

基盤整備の方向性(提言)

■保護司候補者の確保と保護司の育成

- 保護司候補者検討協議会の全保護司会への設置拡充 (全882地区中現在450地区)
- ・新任時の年齢制限の見直し (委嘱時65歳以下 → 66歳以下へ)
- ・新任保護司の育成を目的とした複数担当制の実施
- ・対象者から受けた物的損害等に対する補償制度の創設 ほか (H24予算案計上。物損の場合2,000万円以内)

■地域との連携強化

- ・専門機関・団体の支援、協力が容易に得られる仕組みの構築 (医療、保健、福祉との連携強化)
- ・地方公共団体との連携強化
- ・関係機関・団体、地域住民に対する広報の強化 ほか

■保護司組織の積極的な役割(基盤強化)

- ・保護司活動の拠点である「更生保護サポートセンター」の設置拡充 (H24予算案で100か所増設し、155か所に)
- ・保護司会の財政基盤と事務局機能の強化 ほか

■被災地における更生保護体制の再構築

・支援体制の強化 (H23補正予算, H24予算案で

4か所に更生保護拠点を整備)

・被災保護司の要望を踏まえた継続的な支援